**簡易評価型プロポーザル方式による設計者選定に関する説明書**

１　業務内容

（１）業務名　　長岡北部地域斎場（仮称）建設工事基本設計業務委託

（２）業務期間　契約締結日から令和６年３月２９日（金曜日）まで

（３）業務内容

長岡市では、老朽化した与板無憂苑斎場と寺泊斎場を統合し、長岡北部地域の火葬需要に将来にわたって対応するため、「長岡市北部斎地域新斎場整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、新斎場の稼働に向けた事業を進めている。

本件業務は、基本設計図書の作成、概算工事費の算出、概略工程表の作成等である。

具体的な業務委託の内容については、別紙「長岡北部地域斎場（仮称）建設工事基本設計業務委託　概要書」のとおりとする。

２　提出書類の作成及び記載上の留意事項

（１）基本事項

　　プロポーザルは、設計業務における具体的な取組方法や特定テーマに対する技術的提案を求めることにより、設計者の知識（技術力・判断力）や構想力・応用力を評価するものであり、当該業務の具体的な設計案の作成や成果品（模型写真、透視図等）の提出を求めるものではない。

設計作業は、発注者提示の設計条件に基づき、プロポーザルでの選定を経て契約後に発注者と協議のうえ開始するため、最優秀提案者に特定されても、提案された内容を設計に取り入れることを約束するものではない。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は、プロポーザルを無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

また、提出書類の作成方法や記入要領等に適合しない場合には、無効とする場合があるので十分注意すること。

（２）提出書類の作成方法

提出書類の様式は、公告に示したとおりとし、印刷方法は、片面印刷とする。

提出書類は、以下の項目ごとに、それぞれ番号順にまとめ、左上１か所ホチキス留と

する。

ア　参加資格確認申請書（別記第４号様式）及び様式１～３は２部作成し、申請書と様式１、２は２部のうち１部に、業者名がわかる情報（住所・商号又は名称・代表者氏名・担当者氏名・所属・役職等）を記載すること。

イ　提案書（別記第５号様式）及び様式４～５は８部作成し、８部のうち１部のみ、提

案書に業者名がわかる情報（住所・商号又は名称・代表者氏名・担当者氏名）を記載

すること。

（３）記入要領及び注意事項

ア　管理技術者の経歴等記載書（様式１）

管理技術者には、この業務委託の履行に関して、業務の管理及び統括等を行う者を選定し、その者が保有する資格や関与した実施設計業務の実績等をＡ４版１枚片面に収まるように記載すること。（契約後の管理技術者と同じ人物とすること。）

管理技術者が一級建築士でない場合、欠格となることがあるので、注意すること。

⑤の実績については、該当がある場合は１件まで記入すること。

類似業務とは、⑤に記載の延床面積を下回る設計業務で、その延床面積の半分以上の規模の設計業務のことであり、本来求めている設計実績に比べると評価が下がるため、注意すること。

携わった立場は、管理技術者、主任技術者、担当技術者の順に評価が下がるため、注意すること。

イ　主任担当技術者の経歴等記載書（様式２）

管理技術者の下で、建築、構造、電気、機械の各業務分野について、中心となって業務を遂行する主任担当技術者を選定し、その者が保有する資格や関与した実施設計業務の実績等を、各担当分野毎にＡ４版１枚片面に収まるように記載すること。

契約後の主任担当技術者と同じ人物とすること。

④の保有資格等については、担当分野毎に下記の表の資格を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当分野 | 評価する資格（番号の順に評価が下がるので注意すること。） |
| 建築 | ①　一級建築士  ②　二級建築士  ③　その他の資格（担当分野の業務に有効な資格に限る。） |
| 構造 | ①　構造設計一級建築士、一級建築士  ②　二級建築士  ③　その他の資格（担当分野の業務に有効な資格に限る。） |
| 電気 | ①　設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、一級建築士、  第一種・第二種電気主任技術者  ②　１級電気工事施工管理技士・第三種電気主任技術者  ③　２級電気工事施工管理技士  その他の資格（担当分野の業務に有効な資格に限る。） |
| 機械 | ①　設備設計一級建築士、建築設備士、技術士、一級建築士  ②　１級管工事施工管理技士  ③　２級管工事施工管理技士  　　その他の資格（担当分野の業務に有効な資格に限る。） |

※　海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出した場合、同等の評価を行う。

※　「技術士」とは、当該分野における技術者資格とする。

　　　　⑤の実績については、該当がある場合は１件を記入すること。

類似業務とは、記載の延床面積を下回る設計業務で、その延床面積の半分以上の規模の設計業務のことであり、本来求めている設計実績に比べると評価が下がるため、注意すること。

携わった立場は、担当分野が異なる場合や担当技術者の場合に評価が下がるため、注意すること。

ウ　協力事務所の名称等（様式３）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等をＡ４版１枚片面に収まるように記載すること。

構造、電気、機械の各業務分野について、再委託する場合に記載すること。

原則として、建築業務分野の再委託は認めていないが、建築業務分野の設計業務全般を元請業者として遂行することを前提に、ＺＥＢ化検討支援業務、積算支援業務等、設計品質を向上させるための支援業務を再委託したい場合にも記載すること。

エ　業務実施方針（様式４）

様式に記載された設問について、Ａ４版片面１～２枚に収まるように記載すること。

業務への取組体制等を記載するものであるが、具体的な法人名や担当者名が分かるような表現を避けること。

オ　特定テーマに対する提案（様式５）

以下の項目に関する提案を各テーマ毎にＡ４判片面１～２枚に収まるように記載すること。

【テーマ①】斎場のイメージ について

「人生の終えんの場にふさわしい静ひつな空間」と「周囲の景観との調和」を考慮した施設づくりあたって、設計上特に配慮すべき点は何か、提案すること。

【テーマ②】施設の利便性・機能性について

「会葬者にとって利用しやすい」かつ「施設職員にとって機能的な」施設づくりのために、設計上特に配慮すべき点は何か、提案すること。

【テーマ③】自然環境にやさしい施設

省エネルギー化、脱炭素社会に向けた施設づくりについて、設計上特に配慮すべき点は何か、提案すること。

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

（い）提案は、文章での表現を原則とし、特定テーマで提案を求めている事項についてのみ、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

（ろ）視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限（イラストやイメージ図は使用してよいが、設計の内容が具体的に表現されていないもの）の範囲においてのみ認める。

　　　　（は）具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）を使用してはならない。

※　視覚的表現の許容範囲は、平成３０年４月２日に大臣官房官庁営繕部から発出されている事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」の別紙１に準ずるが、文章を補完する必要最小限のイメージ図等の範囲を超える表現が認められた場合には、業務の理解度に関する評価点を減点する。（図面の注釈・説明が主体となっているなど、文章と図の主従関係が逆転している場合を含む。）

（に）提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

　　　　（ほ）カラーでの表現は可とする。

　　　　（へ）文字の大きさは、１１ポイント以上とすること。

３　評価に関する事項

提出書類の評価は、別に定める提案書評価要領に基づく評価基準によって評価する。